

## 住所地外接種届が必要となる場合

住所地外接種届出の有無		【届出を受け付ける「やむを得ない事情」一覧】
○ 必要		出産のために里帰りしている妊産婦
		単身赴任者
		遠隔地へ下宿している学生
		ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
省略可	接種会場が入所施設の場合	入院・入所者
	接種会場が通所施設の場合	通所による介護サービス事業者等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
	接種会場が拘置所等の場合	勾留又は留置されている人、受刑者
	接種会場が大規模接種会場の場合	国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」、「武田/モデルナ社ワクチン接種センター」又は「アストラゼネカ社ワクチン接種センター」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）
	接種会場が企業等の場合	職域接種を受ける場合
接種会場により必要な場合あり 下記参照		コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合
		基礎疾患があり、主治医の下で接種を受ける人
		副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
		区市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
		災害による被害にあった人
		船員が寄港地等で接種を受ける場合
		複数区市町村が連携して広域で接種体制を構築する場合
		区市町村が他区市町村の住民の接種の受け入れを可能と判断する場合
		住所地外接種者であって、区市町村に対して申請を行うことが困難である者
		その他やむを得ない事情があり、住民票所在地外に「居住」している者

接種会場において、世田谷区の予約システムを使用してワクチン接種の予約をする場合は、予約に必要な番号を交付するため申請が必要です。  
区の予約システムを介さずに予約する場合は届出の省略が可能です。